

国民健康保険に加入している70歳以上の被保険者の人（昭和7年10月1日以降生まれの人で、老人医療受給者証を持っている人を除く）の高齢受給者証は、8月1日で更新をしました。これは、前年の所得をもとに、毎年8月1日現在で医療費の負担区分の見直しを行うこととなっているためです。



高齢受給者証の更新について

8月以降医療機関で受診されるときには、国民健康保険証と新しい高齢受給者証を提示してください。

2割負担の高齢受給者証を交付された人でも、同じ世帯にいる高齢者の人の前年収入の合計額が次の一定額に満たない場合には、申請すると1割の負担となります。

- ▷同じ世帯に、ほかに70歳以上の被保険者の人（65歳以上の老人医療受給者含む）がいる場合： 637万円
- ▷同じ世帯に、ほかに70歳以上の被保険者の人（65歳以上の老人医療受給者含む）がいない場合： 450万円

該当する人には、前期高齢者証を郵送の際、申請書を同封していますので期日までに申請してください。

なお、1割負担であった人でも、70歳以上の被保険者の異動や所得更正により、2割負担に変更される場合もあります。

■問い合わせ先 保険年金課 (☎ 20-3203)

外国に住んでいる日本国籍の人も、国民年金に加入できます。



日本国籍があって外国に居住している20歳以上60歳未満の人は、希望により国民年金に加入することができます。

加入や保険料の納付などの手続きは、親族（配偶者・子・父母・兄弟等）の人が「協力者」となり代行していただきます。加入手続きは、日本国内で最後に住民票のあった市町村の国民年金担当が窓口になっています。手続きを代行する親族（協力者）がいない場合は、社団法人日本国民年金協会に依頼することができます。

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-5-5
 (社) 日本国民年金協会 TEL 03(3265)2885
 FAX 03(3265)2894

■問い合わせ先 保険年金課 (☎ 20-3205)

『鳥取市市民参画ハンドブック』ができました

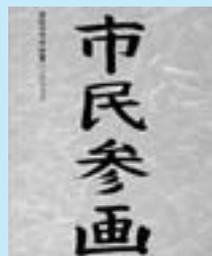
「市民参画って何?」「市民活動って何?」「協働って何?」「条例が難しくてわからない」そんな悩みがひと目で解決する解説書です。

鳥取市は、4月1日に「鳥取市市民参画と市民活動の推進に関する条例」を施行し、7月13日には市民活動拠点「アクティブとっとり」を開設しました。

市民のみなさんと行政との「協働」による、新しい「地域づくり」が始まっています。

あなたの活動のスタートに、ぜひこのハンドブックを役立ててください。

設置場所▶本庁舎1階総合案内所
 ▶アクティブとっとり (さざんか会館2階)



■問い合わせ先 市民参画課 (☎ 20-3163)

■家屋の調査について

家屋を新築・増築した場合、固定資産税の課税対象となり、税額計算の基礎となる評価額を算定するための建物調査が必要となります。

建物調査とは、家屋を屋根・基礎・外壁・柱・造作・内壁・天井・床・建具・その他工事（とい・ひさし・階段・ベランダ・テラスなど）・建築設備（浴槽・流し台・洗面台・便器など）の部分に区分し、それぞれの部分ごとの使用資材などを現地を確認することです。



一般木造家屋の評価方法

■評価のしくみ

現地調査の結果にもとづき、各部分別に一棟の建物に占める使用資材などの割合を算出し、総務省の定める固定資産評価基準により評価額を計算します。

家屋を新築・増築されたときには、家屋評価員が順次建物調査にうかがいます。

■問い合わせ先 固定資産税課 (☎ 20-3133)